

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ハリマ共和物産株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 津田 隆雄  
(コード番号 7444 大証第2部)  
問 い 合 せ 先 代表取締役副社長 津田 信也  
電 話 番 号 079 (253) 5217

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 42 期定時株主総会にて「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）  
定款変更効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li><li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li><li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li><li>4. 第11条に定める請求をする権利(単元未満株式についての権利の制限)</li></ol> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</li></ol>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li><li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li><li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li><li>4. 第11条に定める請求をする権利(単元未満株式についての権利の制限)</li></ol> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</li></ol>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第38条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に排除するものとする。</u></p>